

大阪観光大学観光学研究所年報『観光研究論集』投稿規定

(趣旨)

1. この投稿規定において、大阪観光大学観光学研究所（以下 本研究所）年報『観光研究論集』への投稿に関する必要な事項を定める。

(編集委員会)

2. 『観光研究論集』の編集を行う目的で、本研究所内に編集委員会を置く。

(投稿資格)

3. 原稿投稿の資格を有する者は、大阪観光大学の教員、本研究所の客員研究員・学外研究員、ならびに本研究所が認めた者とする。
4. 連名で投稿する場合、筆頭者のみ3. の資格をみたしていることとする。

(投稿原稿)

5. 投稿原稿は未発表のものとする。また、その執筆・投稿にあたっては、他者の著作権をはじめとする知的財産権を侵害してはならない。図版・写真などで掲載許可が必要な場合、資料手配、許可申請、使用料は投稿者の責任、負担とする。
6. 原稿は、別途定める執筆要領にそってワープロソフトを用いて作成し、提出する。
7. 原稿の締め切りは編集委員会が設定する。提出された原稿は原則として返却しない。
8. 投稿原稿の種別は、「論文」「研究ノート」「エッセイ」の3種類とする。

(論文)

9. 「論文」は、観光研究およびその関連諸科学分野において、独創性・有益性を有し、完成度の高い研究論文とする。

(研究ノート)

10. 「研究ノート」は、観光研究およびその関連諸科学分野における、予察的・中間的な研究報告、新資料の紹介、既存研究への批判などとする。

(エッセイ)

11. 「エッセイ」は、観光にかかわる随筆、紀行文、提言などとする。

(規定原稿の長さ)

12. 本文・注を合わせて以下のとおりとする。
「論文」：16,000～12,000 字程度（400 字詰め原稿用紙 40～30 枚程度）
「研究ノート」：12,000～8,000 字程度（400 字詰め原稿用紙 30～20 枚程度）
「エッセイ」：8,000 字以内（400 字詰め原稿用紙 20 枚以下）

(原稿の修正など)

13. 原稿提出後の、投稿者による大幅な加筆修正は原則として認めない。なお、編集委員会が文章に変更を加えない程度の微修正を行うことがある。
14. 「論文」「研究ノート」については、編集委員会が閲読の上、投稿者に改稿・修正、原稿種別

の変更などを求めることがある。

(著作権の帰属など)

15. 投稿原稿の著作権は、原稿が本研究所に受理された時点から、原則として本研究所に帰属する。
16. 投稿原稿は、Web 上で PDF 形式にて公開を行うものとする。

(その他)

17. 本規定の改廃は編集委員会が定める。
18. その他投稿に関連する必要事項については、適宜編集委員会が決定・告知する。

(附則)

1. 本規定は、2018 年 6 月 20 日をもって施行する。
2. 本規定を改訂した場合は、改訂日をもって直ちに施行するものとする。

以上

2018 年 6 月 20 日制定